

調査と情報—ISSUE BRIEF—

No. 1306 (2025. 2. 4)

自治会・町内会の現状と今後の在り方

はじめに

I 自治会・町内会とその現状

- 1 自治会・町内会について
- 2 自治会・町内会の現状

II これまでの自治会・町内会をめぐる主な政策

- 1 自治会・町内会体制の確立と戦後のコミュニティ政策
- 2 近年の主な政策

III 自治会・町内会の今後の在り方

- 1 従来の自治会・町内会組織の維持
- 2 自治会・町内会以外の組織・人材との協働

おわりに

キーワード：自治会・町内会、地域コミュニティ、公共私連携、地域再生

- 近隣住民によって組織される民間の自治組織である自治会・町内会は、その区域の親睦活動や地域課題の解決、行政協力等の担い手として様々な活動を行っているが、近年活動の停滞が問題視されている。
- 政府はこれまでも自治会・町内会をめぐる政策を展開してきたが、近年では、自治会・町内会を含めた多様な主体の協働を目的として、地域運営組織の形成の推進や指定地域共同活動団体制度の創設等が行われている。
- 自治体や個別の自治会・町内会でも、自治会・町内会の持続的な活動に向けた取組が行われており、時代に即した自治会・町内会の在り方が模索されている。

国立国会図書館 調査及び立法考査局

行政法務課 いわがき きょうのすけ
岩垣 京之介

第 1 3 0 6 号

はじめに

自治会・町内会は、地縁に基づく近隣住民によって組織される民間の自治組織である。自治会・町内会は、その区域の親睦活動や地域課題の解決、行政協力等の担い手として活動しており、地域を代表する組織として国や自治体から重視されてきたが、近年、災害等緊急時の対応や孤独死の防止、認知症住民の生活の見守り、子どもの安全、空き地・空き家の管理など、新たな課題への対応も期待されている。一方で、人口減少・高齢化等の人口構造の変化や、ライフコースや価値観の多様化によって、加入率の低下や担い手不足、加入者と非加入者のトラブルなど課題も多く見られ、その活動の停滞が問題視されている。

本稿は、そのような自治会・町内会の現状や課題を概観し、これまでの国の政策を振り返った上で、今後の自治会・町内会の在り方について、地方自治体（以下「自治体」という。）や個別の自治会・町内会による特徴的な取組等を紹介する。

I 自治会・町内会とその現状

1 自治会・町内会について

(1) 自治会・町内会の定義と特徴

自治会・町内会等¹（以下「自治会等」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項で「町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体」と定義される「地縁による団体」であり、住民相互の連絡、区域の環境美化、集会施設の維持管理等、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行っている組織である²。このうち、同条の「認可地縁団体制度」（II2(1)参照）に基づき、市町村長に認可された自治会等は、権利能力（法人格）を有するが、それ以外の自治会等は、いわゆる権利能力なき社団と解され、国の法制度上の枠組みは存在しない³。

自治会等の特徴について、研究者からは、①加入単位が世帯であること、②地域内に1つしか存在しないこと、③全世帯の加入を前提としていること、④地域生活に必要なあらゆる活動を行っていること、⑤市町村などの行政の末端機構としての役割を担っていること、の5つがあると言われている⁴。これらに加え、地域レベルで自治会等を上回る加入率を持ち、代替できる組織は通常存在しないことから、自治会等は地域住民全体の意見を代表する組織として国や自治体から重視されている⁵。

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2024年12月23日である。

¹ 自治会等の地縁による団体の名称は地域によって様々であり、総務省の調査によると、2023年4月1日現在の名称別内訳は、自治会（44.1%）、町内会（22.8%）、区（11.7%）、町会（6.0%）、部落会（1.4%）、区会（0.9%）、その他（13.0%）である（総務省自治行政局市町村課「地縁による団体の認可事務の状況等に関する調査結果」2024.3, p.[3]. <https://www.soumu.go.jp/main_content/000938670.pdf>）。その他に該当するものとして、地区、集落、組、自治区、常会、大字、自治公民館、振興会、親交会、公民館、契約会、班、管理組合などがある（辻中豊ほか『現代日本の自治会・町内会—第1回全国調査にみる自治力・ネットワーク・ガバナンス—』木鐸社, 2009, p.3.）。

² 「地域コミュニティ」総務省ウェブサイト <https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/bunken/chiikikomyunitei.html>

³ 地域コミュニティに関する研究会「地域コミュニティに関する研究会報告書」2022.4, p.1. <https://www.soumu.go.jp/main_content/000819371.pdf>

⁴ 鳥越皓之『地域自治会の研究—部落会・町内会・自治会の展開過程—』ミネルヴァ書房, 1994, pp.9-10.

⁵ 澤田道夫「地縁組織の活動の歴史的背景とその現代的意義—町内会・自治会制度をめぐる基礎理論的研究（I）—」『アドミニストレーション』24(1), 2017.11, pp.10-11.

(2) 自治会・町内会の組織体制と活動内容

自治会等の設置単位は地域によって様々であるが、主に住所地の「町・丁目」や「小字（こあざ）」ごとに設置され、上位団体として連合組織が結成される場合もある⁶。組織体制については、多くの場合、会長や副会長、会計などの役職が置かれ、さらに機能別の部会が存在する場合には各部会には部会長が置かれるが、これらの役職を務める人々は自治会の運営を担う「自治会役員」と呼ばれ⁷、彼らを中心として様々な活動が行われる。

活動内容は多岐にわたるが、①祭りや様々な行事などの親睦活動、②清掃・美化活動や防犯灯の整備も含めた生活道路の管理、ごみ収集などの住環境の整備、集会所や公民館などの施設管理に加え、③防災や消防、交通安全、防犯などの安全活動、④高齢者の支援や学校教育への協力などの社会福祉や教育に関する活動といった地域社会の抱える課題を解決するための活動などが挙げられる⁸。加えて、多くの自治会等は、行政実務を担っており、自治体広報誌等の印刷物配布、行政・住民相互間の連絡事務、各種調査、各種募金、地域清掃、各種意識啓発、各種委員の推薦・選出、地域要望等の取次ぎなどの事務を行政から依頼・委嘱され行っている⁹。

2 自治会・町内会の現状

(1) 団体数・加入率

総務省の調査によると、2023年4月1日現在の全国の自治会等の総数は295,838で、過去30年間、自治会等の総数は29万から30万までの間で大きな変化は見られない（表1）。一方、（世帯）加入率は、総務省が行ったアンケート調査によると、2020年現在、71.7%であり、これは2010年の78.0%から毎年減少している。さらに、内閣総理大臣官房が1970年に行った「社会的関心に関する世論調査」では、自治会等に参加している20歳以上の人々は90.2%であり、単純に比較はできないが、50年間で加入率は大きく減少している（表2）。

また、加入率別に見ると、加入率が90%以上の自治体が14.3%ある一方、50%未満の自治体も10.0%あるなど、二極化の傾向が見られる（表3）。加入率の高い地域では、自治会等が様々な機能を有して活発な活動を展開していることがうかがえるのに対し、それ以外の地域では、少子高齢化や核家族化等により自治会等への無関心・加入意識の低下や若い世代の自治会等離れなどの課題が生じていると指摘されている¹⁰。特に、集合住宅居住者や単身世帯が多い都市部は、加入率が低い傾向にあると見られている¹¹。なお、都市部において加入率が高い地域でも、管理組合等により自治会等へ全世帯加入している集合住宅もあり、実際には自治会等の担い手とはならず、見せかけの加入率となっている可能性がある¹²と指摘されている。

⁶ 森裕亮「既存自治組織としての自治会町内会の役割とその変容」金川幸司編著『公共ガバナンス論—サードセクター・住民自治・コミュニティ』晃洋書房、2018、p.146。

⁷ 三浦哲司「コミュニティと自治」今川晃・牛山久仁彦編著、杉岡秀紀ほか『自治・分権と地域行政』芦書房、2020、p.108。なお、機能別の部会として、防犯部会や防災部会、環境部会、福祉部会などが挙げられる。

⁸ 辻中ほか 前掲注(1)、pp.124-131。

⁹ 森裕亮『地方政府と自治会間のパートナーシップ形成における課題—「行政委嘱員制度」がもたらす影響—』溪水社、2014、pp.85-86。

¹⁰ 地域社会を運営するための人材確保と人づくりのあり方に関する研究会「コミュニティの現状と「地域社会を運営するための人材」の確保・育成のあり方」日本都市センター編『コミュニティの人材確保と育成—協働を通じた持続可能な地域社会—』2020、p.6。

¹¹ 辻中ほか 前掲注(1)、pp.84-85。

¹² 小山弘美「町内会・自治会の課題とコロナ禍後の活動—東京都葛飾区新小岩地区の自治会を事例に—」『関東学院大学人文学会紀要』146号、2022年度、p.25。

表1 自治会等の総数の推移

調査年月日	1992.7.1	1996.8.1	2002.11.1	2008.4.1	2013.4.1	2018.4.1	2023.4.1
団体数	298,488	293,227	296,770	294,359	298,700	296,800	295,838

(出典)「地縁による団体の認可事務の状況等に関する調査結果」総務省ウェブサイト <https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/bunken/chiikikomyunitai.html> 各年版を基に筆者作成。

表2 自治会等の平均加入率の推移

調査年	(参考) 1970	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
加入率	90.2%	78.0%	77.6%	77.2%	76.5%	75.9%	75.3%	74.7%	74.0%	73.3%	72.4%	71.7%

(注1) 2010年から2020年までの加入率は、自治会等の加入率を世帯単位で算出している600市区町村における平均加入率である。

(注2) 1970年の加入率は、全国の20歳男女3,000人を対象としたアンケート調査で、自治会等に「加入している」と回答した割合である。

(出典) 総務省自治行政局市町村課「自治会等に関する市区町村の取組についてのアンケートとりまとめ結果」<http://www.soumu.go.jp/main_content/000808317.pdf>; 内閣総理大臣官房広報室「社会的関心に関する世論調査」<<https://survey.gov-online.go.jp/s45/S45-07-45-01.html>> を基に筆者作成。

表3 自治会等の加入率別の自治体分布

加入率	0～ 10%	10～ 20%	20～ 30%	30～ 40%	40～ 50%	50～ 60%	60～ 70%	70～ 80%	80～ 90%	90～ 100%	合計
自治体数	0	1	7	18	34	76	135	139	104	86	600
割合	0%	0.2%	1.2%	3.0%	5.7%	12.7%	22.5%	23.2%	17.3%	14.3%	100%

(注) 表は、2020年において、自治会等の加入率を世帯単位で算出している600市区町村における分布である。

(出典) 総務省自治行政局市町村課「自治会等に関する市区町村の取組についてのアンケートとりまとめ結果」<http://www.soumu.go.jp/main_content/000808317.pdf> を基に筆者作成。

(2) 自治会・町内会に期待される役割の変化

自治会等は、性・年齢、居住年数、民族・宗教にかかわらず、地域生活が快適で安全なものとなるように協力しあう組織としての役割を求められており¹³、さらに孤独死の防止や認知症住民の生活の見守り、子どもの安全、空き地・空き家の管理など行政だけでは対応しきれない新たな地域課題への対応も期待されている¹⁴。実際、(公財)日本都市センターの調査では、自治体が今後自治会等に期待する分野の上位3つを「防災・危機管理」、「地域福祉」、「清掃美化・ゴミ・環境保全」が占めており(表4)、自治会等は、交流・親睦や地域環境維持を中心とした「地域を維持するための組織」から、地域が抱える様々な問題に対して、「地域の課題解決や機能強化を図る組織」へと転換することが、自治体から期待されていると指摘されている¹⁵。一方で、地域課題も多様化しており、自治会等が全ての課題に対応することは難しいとの意見¹⁶や自治会等にはこうした課題への対応に余力がない場合が多いとの意見¹⁷もある。

¹³ 中田実『地域分権時代の町内会・自治会 新版』自治体研究社, 2017, p.90.

¹⁴ 中田実「町内会・自治会の特質と現代的課題」『住民と自治』633号, 2016.1, p.17.

¹⁵ 室田昌子「多様化するコミュニティの新たな担い手確保に向けて—都市部を中心に—」日本都市センター編 前掲注(10), pp.101-103.

¹⁶ 中田実ほか『地域再生と町内会・自治会 改訂新版』自治体研究社, 2017, p.106.

¹⁷ 室田 前掲注(15), p.110.

表4 自治会等の現状の活動上位 10 分野と今後活動が期待される上位 10 分野

順位	現状の活動分野	割合	順位	今後活動が期待される分野	割合
1 位	地域の祭事・イベント	69.0%	1 位	防災・危機管理	58.6%
2 位	清掃美化・ゴミ・環境保全	53.4%	2 位	地域福祉	49.6%
3 位	行政からの連絡事項の伝達	46.1%	3 位	清掃美化・ゴミ・環境保全	33.8%
4 位	住民相互の連絡	44.2%	4 位	住民相互の連絡	26.9%
5 位	集会施設の維持・運営	23.7%	5 位	地域の祭事・イベント	24.1%
6 位	防災・危機管理	23.1%	6 位	行政からの連絡事項の伝達	20.7%
7 位	地域福祉	14.2%	7 位	空き家空地・景観緑化・エリマネ	20.0%
8 位	生涯教育	5.4%	8 位	集会施設の維持・運営	11.0%
9 位	地域の諸団体の支援	4.5%	9 位	地域経済の維持・発展	8.2%
10 位	空き家空地・景観緑化・エリマネ	1.5%	10 位	地域の諸団体の支援	5.4%

(注) 複数回答可(回答方法は、該当する上位 3 つの分野を選択する方式による。)

(出典) 室田昌子「多様化するコミュニティの新たな担い手確保に向けて一都市部を中心に」日本都市センター編『コミュニティの人材確保と育成—協働を通じた持続可能な地域社会—』2020, p.103 を基に筆者作成。

(3) 自治会・町内会をめぐる課題

上述した加入率の低下や自治会等に期待される役割の変化等に加え、自治会等は様々な課題に直面している。内閣府の実施したアンケート調査では、自治会等の課題として、「役員・運営の担い手不足」、「役員の高齢化」、「近所付き合いの希薄化」、「加入率の低下」、「行政からの依頼事項が多い」が上位 5 つを占めている。特に上位 2 つは 8 割を超えており、ほぼ全ての自治会等に共通する課題となっている(表 5)。このほか、運営や活動内容、不透明な会計処理等に疑問を持った既存会員の脱会¹⁸やゴミ集積所の利用など会費によって賄われている事業への非会員のフリーライドに関する問題¹⁹、地域住民が活動に無関心となり機能不全に陥る自治会の増加²⁰、地域のルールをめぐる外国籍住民とのトラブル²¹等の課題も見られる。

また、近年、自治会等の不要論も出てきているが、こうした不要論については、現在自治会等が担っている機能や役割を代替する対案を示せていないと指摘されている²²。特に、自治会等がなくなった場合、地域住民にとっては、親睦機会の喪失による地域の防犯力や防災力の低下や住民が当該地域の情報の入手が困難になるなどの影響があり、行政にとっても、行政からの情報伝達や住民からの同意の確保が困難になるなどの影響があると考えられている²³。

表5 自治会等の現在の課題

順位	課題	割合	順位	課題	割合
1 位	役員・運営の担い手不足	86.1%	6 位	行事(祭り等)への参加者が少ない	33.6%
2 位	役員の高齢化	82.8%	7 位	活動の慣習化	29.2%
3 位	近所付き合いの希薄化	59.2%	8 位	新旧住民の交流が図りにくい	28.2%
4 位	加入率の低下	53.3%	9 位	活動費の不足	18.9%
5 位	行政からの依頼事項が多い	36.2%	10 位	自治会・町内会会館がない	5.6%

(注) 複数回答可。

(出典) 内閣府男女共同参画局「持続可能な自治会活動に向けた男女共同参画の推進について」2017.3, pp.68-69. <<https://www.gender.go.jp/kaigi/kento/chiiki/pdf/report.pdf>> を基に筆者作成。

¹⁸ 「(フォーラム)自治会・町内会 曲がり角 1 課題は」『朝日新聞』2023.3.5.

¹⁹ 宮森征司「自治会との協働と行政の管理・統制」『季刊行政管理研究』185 号, 2024.3, p.34.

²⁰ 渡辺たま緒「自治会・町内会の役割と、まちづくりをめぐる新たな展開」『都市問題』114(5), 2023.5, pp.23-24.

²¹ 「外国人と共生 どうすれば ゴミ出し・自治会費未払い」『日本経済新聞』2018.12.28, 夕刊.

²² 松下啓一『元気の町内会のつくり方—10 の処方箋と 80 の実践事例—成功の決め手—』日本橋出版, 2023, pp.29-33.

²³ 三浦哲司「住民と行政の関係」入江容子・京俊介編著『地方自治入門』ミネルヴァ書房, 2020, pp.343-344.

Ⅱ これまでの自治会・町内会をめぐる主な政策

自治会等は様々な課題に直面し、活動の停滞が問題視されているが、今後、どのように自治会等への政策を展開していくべきかを検討するため、自治会等をめぐる主な国の政策を振り返る。

1 自治会・町内会体制の確立と戦後のコミュニティ政策

(1) 戦時体制下における自治会・町内会

自治会等の起源は諸説あるが、現在の自治会等の前身に当たるものとして、市制町村制（明治21年法律第1号）の「区」制度と、明治10年（1877年）代から設置が始まった「衛生組合」制度の2つがあるとされる²⁴。これらの制度が、役割や機能を拡張させ、自治会等の自治組織へと発展し、さらに市町村の下部組織としての利用価値が認識されるようになると、戦時下における国策協力の末端行政組織として全国的に再編成・制度化された²⁵。終戦後、自治会等は、連合国軍最高司令官総司令部（GHQ）に戦争協力・動員のための組織とみなされ²⁶、1947年に「町内会部落会又はその連合会等に関する解散、就職禁止その他の行為の制限に関する政令」（昭和22年政令第15号）で解散が命じられ、自治会等は禁止された。なお、上述のように自治会等が戦時下における国策協力の末端組織として法的に組織されたことが、戦後、自治会等やコミュニティ政策そのものを法制化できないでいる大きな原因であると考えられている²⁷。

(2) 戦後のコミュニティ政策

上記の政令で自治会等は禁止されたが、戦後初期は行政サービスが不十分で、配給や治安維持など地域住民が生活する上で、自治会等が不可欠であったことから²⁸、名称や形態を変更するなど、実質的には自治会等は継続していたとされる²⁹。1952年に上記の政令が失効すると、自治会等は復活したが、高度経済成長期に入ると、自治会等の活動の衰退が問題視されるようになり³⁰、1969年には政府の諮問機関であった国民生活審議会により、自治会等の従来の地縁組織とは異なる新しいコミュニティの創造が提起された³¹。これを契機として、自治省は、1970年代から1990年代にかけて、3次にわたるコミュニティ政策を実施した³²。いずれの政策も、

²⁴ 植田昌也「令和時代の地域コミュニティを考える」『地方自治』895号、2022.6、p.7。なお、「区」制度は、大規模な市町村合併により広域化した新制市町村の事務処理の効率化や補完を目的としたもので、合併以前の旧町村を単位としていた。一方、「衛生組合」は、公衆衛生の普及や改善、伝染病流行時の患者の報告や対応などを目的としたもので、近隣住民世帯で規約を結んで設置される全世帯加入の組合である（日高昭夫「町内会自治会をめぐる国の政策関与の歴史的展開」『山梨学院大学法学論集』91号、2023、pp.141-144。）。

²⁵ 横道清孝『日本における最近のコミュニティ政策』自治体国際化協会、2009、pp.1-2。

²⁶ 川地啓介「地域コミュニティ政策」奥野信宏ほか編著『公共経済学で日本を考える』中央経済社、2017、p.141。

²⁷ 横山幸司「地域の改革と中間支援（コミュニティ支援・協働支援）」同編著、廣瀬浩志ほか『行政経営改革の理論と実務』サンライズ出版、2023、p.231。

²⁸ 辻中ほか 前掲注(1)、p.42。

²⁹ 『地域コミュニティ活性化のためにとりうる方策』特別区長会調査研究機構、2021、p.8。

³⁰ 辻中ほか 前掲注(1)、p.43。なお、高度経済成長期の自治会等の衰退の要因として、個人主義化の進行や地域社会の混住化（農村社会が専業農家、兼業農家及び非農家の混住する地域社会へ変化すること）等による地域社会への依存度の低下が指摘されている。

³¹ 国民生活審議会調査部会コミュニティ問題小委員会編『コミュニティ生活の場における人間性の回復―』大蔵省印刷局、1969、p.2。

³² 3次にわたるコミュニティ政策とは、モデル・コミュニティ地区設定（1971～1973年度）、コミュニティ推進地区設定（1983～1985年度）、コミュニティ活動活性化地区設定（1990～1992年度）のことである。

モデル地区を設定・支援することで、当該地区での成果が他の地区にも波及することを期待したものであり、設定されたモデル地区は自治会等の区域より広域な小学校区が標準とされたことから、自治会等とは異なる新たなコミュニティがつけられた。もっとも、それらの多くには自治会等が主な構成団体として含まれ、依然として自治会等が地域で重要な役割を果たしており³³、根本的なコミュニティの改革にはつながらなかったと考えられている³⁴。

2 近年の主な政策

(1) 認可地縁団体制度

新たなコミュニティの創設が進む中でも、自治会等は地域社会の中心的存在であったが、自治会等はいわゆる「権利能力なき社団」と解され、団体名義で不動産登記ができず、自治会長等の個人名義で不動産登記が行われることによる財産上のトラブルが後を絶たなかった³⁵。そのため、1991年に地方自治法が改正され³⁶、不動産等を保有又は保有を予定する自治会等の「地縁による団体」が市町村長の認可により権利能力（法人格）を取得することで、保有不動産をめぐるトラブルを防止し、活動しやすくするために、「認可地縁団体」の規定が設けられた。その後、認可地縁団体の活動実態が制度開始当時から変化し、当初は想定していなかった活動が幅広く行われるようになり、活動実態と認可の目的が必ずしも一致していない状況が生じるようになったこと等を受け³⁷、2021年には、不動産の保有の有無にかかわらず、「地域的な共同活動を円滑に行うため」市町村長の認可を受けることができるものと改められた³⁸。この制度を利用することは、自治会等にとって、持続的な活動基盤を整える上で有用な方策の1つであると考えられているが³⁹、総務省の調査によれば、2023年4月現在、認可地縁団体が地縁による団体に占める割合は19.0%であり⁴⁰、年々増加しているものの、決して高い比率とは言えないとも指摘されている⁴¹。

(2) 地域自治区制度

2000年代に入り、平成の大合併により市町村が広域化したことで、編入された旧市町村の住民の声が反映されなくなることが危惧されたことから⁴²、第27次地方制度調査会により「基礎自治体内の一定の区域を単位とし、住民自治の強化や行政と住民との協働の推進などを目的と

³³ 横道 前掲注(25), p.5.

³⁴ 横山 前掲注(27), p.232.

³⁵ 寺田達史「自治会、町内会等の地縁による団体の権利義務について—改正地方自治法第260条の2の解説—」『地方自治』523号, 1991.6, pp.59-60.

³⁶ 地方自治法の一部を改正する法律（平成3年法律第24号）

³⁷ 平山翔悟「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第一次地方分権一括法）による地方自治法の改正について—認可地縁団体の認可目的の見直し—」『地方自治』889号, 2021.12, pp.32-34. なお、活動実態と認可の目的が一致していない事例として、高齢者等への生活支援や地域交通の維持、地域の特産品開発・マーケットの運営など経済活動も含めた幅広い活動に取り組む自治会等が、不動産等の保有の予定がないにもかかわらず、あえて不動産等を保有し、認可を受けた事例が挙げられる。

³⁸ 地方自治法第260条の2第1項；地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第44号）

³⁹ 平山 前掲注(37), pp.36-37.

⁴⁰ 総務省自治行政局市町村課 前掲注(1), p.[3]. なお、2023年4月現在の認可地縁団体の数は、56,078団体である。

⁴¹ 日高 前掲注(24), p.171.

⁴² 三浦哲司『自治体内分権と協議会—革新自治体・平成の大合併・コミュニティガバナンス—』東信堂, 2021, pp.79-80.

する組織」である「地域自治組織」制度の創設が提言された⁴³。これを受け、2004年に地方自治法が改正され⁴⁴、住民自治の強化等を推進する観点から市町村内の一定の区域を単位とする「地域自治区」を市町村の判断により設置することができるとされた⁴⁵。地域自治区には、住民の意見を取りまとめる地域協議会と、住民の意見と市町村長の指示に基づき住民に身近な事務を住民との連携を図りながら処理する事務所を置くこととされ、このうち地域協議会は、住民に基盤を置く機関として、住民や自治会等地域に根ざした団体の主体的な参加を求めつつ、多様な意見の調整を行う地域自治区の核となる組織であり、首長からの諮問に対する答申権や意見を首長に伝える意見具申権が付与された⁴⁶。この地域自治区制度は、自治会等の地縁型組織と自治体及び地方議会の間位置付けられ、自治体の施策に公的に関与するものとして⁴⁷定着が期待された。しかし、組織の自主性を重んじた制度設計がしにくいことや自治会等の他の地域団体との関係性をめぐる課題も見られるなど⁴⁸、設置は進んでいない。2024年4月現在、地域自治区（地方自治法に基づくもの）を導入している自治体は13自治体のみにとどまっている⁴⁹。

(3) 地域運営組織

地域自治区の設置の試みが下火になると、2015年、国の重点施策である「地方創生」の担い手として「地域運営組織」が提唱され、全国的な形成の支援が開始された⁵⁰。この地域運営組織は、総務省によると「地域の暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域内の様々な関係主体が参加する協議組織が定めた地域経営の指針に基づき、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する組織」と定義された⁵¹。自治会等の地縁的つながりを基盤に、地域活動を行う多様な主体と協議・協働することで、地域活動への参加密度を高め、人と人のつながりを強くし、地域資源を最大限活用することにより、地域課題を解決するサービスを提供する役割を果たすことが期待されている⁵²。総務省の調査によると、2023年度の地域運

⁴³ [第27次]地方制度調査会「今後の地方自治制度のあり方に関する答申」2003.11.13, p.11. 総務省ウェブサイト(国立国会図書館インターネット資料収集保存事業(WARP)により保存されたページ) <https://warp.ndl.go.jp/collectio ns/info:ndljp/pid/997626/www.soumu.go.jp/main_sosiki/singi/chihou_seido/singi/pdf/No27_sokai_7_4.pdf>

⁴⁴ 地方自治法の一部を改正する法律(平成16年法律第57号)

⁴⁵ 地域自治区は、市町村の合併の特例に関する法律(平成16年法律第59号)に基づき合併時の特例として設置される場合もあり、この場合、合併前の旧市町村単位で設置され、設置期間は合併協議会で決定される。一方、地方自治法に基づく場合、合併の有無にかかわらず設置可能であり、市町村内の全域に設置され設置期間の制限はない(江藤俊昭「地域自治区制度の創設の背景とその意味」伊藤守ほか編『コミュニティ事典』春風社, 2017, pp.116-117.)。

⁴⁶ 杉本達治ほか「合併関連三法(合併新法、改正現行合併特例法、改正地方自治法)について(中)」『地方自治』681号, 2004.8, pp.15-25.

⁴⁷ 金川幸司ほか編著『協働と参加—コミュニティづくりのしくみと実践—』晃洋書房, 2021, p.29.

⁴⁸ 江藤 前掲注(45), pp.116-117; 同上, p.11.

⁴⁹ 「地域審議会・地域自治区・合併特例区の設置状況(令和6年4月1日現在)」総務省ウェブサイト <<https://www.soumu.go.jp/gapei/sechijyokyo01.html>> なお、市町村の合併の特例に関する法律に基づく地域自治区を導入しているのは5自治体である。

⁵⁰ 「まち・ひと・しごと創生総合戦略(2015改訂版)」(平成27年12月24日閣議決定) pp.66-68. 地方創生ウェブサイト <<https://www.chisou.go.jp/sousei/info/pdf/h27-12-24-siryou2.pdf>> において、地域運営組織の形成数の拡大が挙げられており、この方針は「デジタル田園都市国家構想総合戦略」(令和4年12月23日閣議決定) p.217. 内閣官房ウェブサイト <https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/digital_denen/pdf/20221223_honbun.pdf> においても地域運営組織の持続的な取組の支援として引き継がれている。なお、地域自治区は、いわゆる法制度に基づく自治組織であるのに対し、地域運営組織は、住民自身が地域のニーズや実態に合わせ、国の法制度に基づくことなく自治体自身のルール(自治基本条例や要綱等)で、住民の意思を直接実行する機能を有する自治体任意による自治組織であるとされる(金川ほか編著 前掲注(47), pp.28-31.)。

⁵¹ 「地域運営組織」総務省ウェブサイト <https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/chiiki_unneisosiki.html>

⁵² 長谷川大輔「地域運営組織の現状と課題—地域の課題解決に向けて—」『地域づくり(本編)』410号, 2023.8, p.13.

営組織の数は 7,710、設置自治体は 874 と年々増加している⁵³。一方、①地域運営組織の必要性をめぐる自治体側と住民側の軋轢（あつれき）や②自治会等の既存の組織と地域代表をめぐる問題⁵⁴、③自治会等の構成員が地域運営組織の運営を担うことで、女性や若者、こども等の参画が実現していないといった問題⁵⁵も見られる。

（4）指定地域共同活動団体制度

近年、人口減少により官民の経営資源が制約される中で住民の暮らしを支えていくため、公共私連携が重視されている⁵⁶。そこで、第 33 次地方制度調査会により、これまで行政が担ってきた様々な機能について、自治会等を含むコミュニティ組織や NPO、企業等の地域社会の多様な主体が連携・協働し、サービスの提供や課題解決の担い手として、より一層、主体的に関わっていく環境を整備することが必要であるとの提言がなされた⁵⁷。これを踏まえ、2024 年に地方自治法が改正され⁵⁸、地域住民の生活サービスの提供に資する活動を行う団体を市町村長が指定できることとし、指定を受けた団体への支援、関連する活動との調整等を可能とする「指定地域共同活動団体制度」が設けられた。この制度は、多様な主体の連携・協働の枠組みづくり等に取り組みやすい環境を整備するとともに、地域の多様な主体の活性化を促すものとされる⁵⁹。一方で自治会等を地域活動の中心的主体として位置付け、多様な主体との連携により地域活動が行われる限り、自治会等の活動への行政支援に法的正当性を付与することで、自治会等の持続可能性を向上させることを目的としているとの見方もある⁶⁰。他方でこの制度に関しては、指定される団体に多くの法律上の特権が付与されることから、指定されない団体による多様な市民活動や地域活動を排除する可能性があるとの批判や地域外の団体や企業も指定される可能性があることから、首長と特定企業との癒着が起こり得るとの懸念も示されている⁶¹。

Ⅲ 自治会・町内会の今後の在り方

自治会等が抱える問題の自治体や個別の自治会等による解決に向けた取組や提言のうち、今後の自治会等の在り方を考えていく上で参考となり得るものを紹介する。

1 従来の自治会・町内会組織の維持

（1）加入率・参加率を上げるための取組

自治会等の加入率の低下は全国的に見られることから、多くの自治会等や自治体で、自治会

⁵³ 総務省地域力創造グループ地域振興室「令和 5 年度地域運営組織の形成及び持続的な運営に関する調査研究事業報告書」2024.3, p.3. <https://www.soumu.go.jp/main_content/000874295.pdf>

⁵⁴ 作野広和「地域の「つながり」を再構築する地域運営組織」『DIO』35(1), 2022.1, p.29.

⁵⁵ 作野広和「新たな仕組みで住民主体の地域づくり」『地域づくり（本編）』410 号, 2023.8, p.4.

⁵⁶ 公共私について、公は自治体、共は地域を支える共助の主体、私は民間であると考えられているが、公共私を明確には区別せず、地域社会において住民のサービス提供や課題を担う「多様な主体」間で協力関係を構築する必要があるとされる（大橋真由美「公共私連携」と地方自治」『自治実務セミナー』699 号, 2020.9, p.10.）。

⁵⁷ [第 33 次]地方制度調査会「ポストコロナの経済社会に対応する地方制度のあり方に関する答申」2023.12.21, pp.14-16. 総務省ウェブサイト <https://www.soumu.go.jp/main_content/000918277.pdf>

⁵⁸ 地方自治法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 65 号）

⁵⁹ 原昌史「指定地域共同活動団体制度」の創設とその活用に関する一考察」『地方自治』920 号, 2024.7, p.3.

⁶⁰ 日高昭夫「地域コミュニティ政策と自治体」『地方自治』919 号, 2024.6, pp.5-6.

⁶¹ 今井照「三三次地方制度調査会から自治法改正まで―「橋を渡った」人たち―」『市政研究』224 号, 2024.夏, pp.24-25.

等の加入率を上げるための取組として、転入者への加入案内や自治会等の活動内容のアピール、加入促進条例の制定等が行われている⁶²。また、近年、自治会等の会員に対して、地域の民間企業の協力・協賛の下、優待券を配布するなど経済的インセンティブを導入する試みも注目されており、これは加入促進の手段だけでなく退会者を減らす効果も期待されている⁶³。このほか、高齢者への役職・会費の減免制⁶⁴や会費の学割制等メンバーシップの多様化など、自治会等へ加入しやすい仕組みを支援する事業に力を入れるべきであるとの意見もある⁶⁵。

一方で、加入率が向上するだけでは地域の課題解決につながらない可能性もあり、実際の活動の参加率や会費納入者の割合も重要であると考えられている⁶⁶。そのため、活動参加を促す取組にも力を入れていく必要があり、その一例として、神奈川県鎌倉市のある自治会では、清掃やパトロール等の活動に参加すると、地域の飲食店の割引特典で利用できる地域通貨を付与する取組が行われている⁶⁷。また、東京都中央区のある自治会では、イベント運営を担う青年部について、住民以外でも地域のファンであれば誰でも参加資格がある「準部員」を設け、総会での意思決定には参加できないが祭りなどのイベントの中核を担ってもらうなど、自治会参加の負担を分散し、多くの人が関わられるような取組を実施している⁶⁸。

(2) 活動のデジタル化

近年、自治会等の活動の効率化や負担軽減の取組として、電子回覧板や会費の電子決済、ウェブ会議の導入など活動のデジタル化に関する事例が報じられている。その中でも、災害時の安否確認や緊急時の情報発信等が可能となる地域交流アプリ（自治会 SNS）⁶⁹の導入が注目されている。総務省が行った実証事業では、地域交流アプリの導入により、情報共有の効率化・迅速化や住民同士の新たな交流のきっかけになったことや、自治会等の役員や自治体職員の負担軽減の可能性があることが報告されるなど⁷⁰、今後の全国への波及が期待される。また、そのほかのデジタル技術として、仮想デジタル空間である「メタバース」や分散型自律組織である「DAO」を導入すれば、場所の制約が解消され匿名性等も確保されることから、若年層を含む多様な層の意見を自治会等の活動に反映できるとする意見もある⁷¹。

⁶² 全国市議会議長会によるアンケート調査では、自治体が行っている自治会等の加入率の向上等のための取組として、転入者への加入案内（72.2%）、自治会等の活動の紹介（44.2%）、加入促進条例の制定（6.8%）などが行われているとされる（「『都市における自治会・町内会等に関する調査』結果概要」p.6. 全国市議会議長会ウェブサイト <https://www.si-gichokai.jp/news/info/r2/_icsFiles/afieldfile/2021/02/08/20210205_kekkagaiyou.pdf>）。

⁶³ 日高昭夫「都市自治体における地域コミュニティ政策の今後」『都市とガバナンス』32号, 2019.9, p.52.

⁶⁴ 中田実『住民自治と地域共同管理』東信堂, 2020, p.72.

⁶⁵ 日高 前掲注(63), p.50.

⁶⁶ 地域社会を運営するための人材確保と人づくりのあり方に関する研究会 前掲注(10), pp.13-14.

⁶⁷ 「自治会 広がるデジタル化 活動参加で特典」『読売新聞』2022.8.28.

⁶⁸ 「（フォーラム）自治会・町内会 曲がり角 2 解決策は」『朝日新聞』2023.3.12.

⁶⁹ 自治会 SNS の具体例として、「LINE 公式アカウント」、「結ネット」、「マ・メール」、「BAND」、「JichiNavi」、「いちのいち」が挙げられる（廣田有里・土屋俊博「自治会の ICT 利用による地域課題解決の試み—流山市自治会を事例として—」『江戸川大学紀要』34号, 2024.3, pp.207-213.）。

⁷⁰ 総務省自治行政局市町村課「自治会等における地域活動のデジタル化実証事業成果報告書」2024.3, p.90. <https://www.soumu.go.jp/main_content/000951487.pdf>

⁷¹ 渡邊たま緒・藤原佑樹「リアルとデジタルの融合によるコミュニティの今後のあり方に関する調査研究報告書」2024.3, p.6. 山梨総合研究所ウェブサイト <https://www.yafo.or.jp/wp/wp-content/uploads/2024/05/study_r5-3.pdf> なお、メタバースとは、仮想現実（VR）、拡張現実（AR）、3D ホログラフィーなどの技術を活用して作られた仮想空間やデジタル宇宙のことを指し、人々はアバターを通じて社会活動やゲーム、仕事等ができることとされる。また、DAO（分散型自律組織）とは、中央集権的な管理者や経営陣がいない、ブロックチェーン技術に基づく自律的な組

一方、デジタル化の推進については、高齢者等のデジタル技術に不慣れな人への対応やデジタル化が行政と連動して進まないことによる一部会員への負担の集中等の課題が指摘されており⁷²、自治体によっては、デジタル技術の導入費や維持管理費の補助、デジタル化機器の無償貸与、職員や専門家の派遣、活動場所の提供等の支援が行われているところもあるが、これらに加え、自治会等のデジタル化の伴走支援として中間支援組織等とも連携した地域課題解決に向けた総合的な施策が必要であると考えられている⁷³。また、デジタル化は住民同士がより少ない負担で連携できる自治会づくりができる一方で、個人の分断を生み出す可能性もあり、効果的に活用するためには、導入後の使い方や住民同士の信頼関係の構築が不可欠であるとの意見もある⁷⁴。

(3) 活動内容の見直し

自治会等が担う活動が増加していることも活動が停滞している一因であることから、いざというときに地域の総意を確認し合意形成ができる住民自治組織としての側面のみを残し、住民のニーズに沿った最小限の活動のみを行うなど、活動内容を見直すことも活動を継続していく上では重要であると考えられている⁷⁵。実際、東京都港区のある自治会では、会費を徴収せず、リサイクル資源の回収により区から報奨金を得て活動を行っており、清掃活動やイベント等への協力の義務がない一方で、行政などに住民の意見を伝える場としての機能に力を入れるなど、緩やかにつながることで組織を維持している⁷⁶。このほかにも、自治会の活動として行っていた神社への協力をやめ、防災対策に力を入れるよう組織改編した事例⁷⁷や新たな活動が始める際には既存の活動を2つ廃止することで負担の軽減を行う事例⁷⁸も見られ、参加者の負担軽減・満足度向上に重点を置くことも自治会等を維持していく上では重要であるとされる。

また、自治会等の維持のためには、行政側も対応の見直しが必要であると考えられている。近年では、行政依頼の多さについて改善も見られ、自治会等へ仕事を依頼する際の判断基準を明確化する指針を作成した事例⁷⁹や自治会等に選出依頼してきた各種委員の数を削減して自治

組織形態のことで、DAOはスマートコントラクト（コンピュータープログラムに記述されたルール）を通じて運営され、組織のルールや決定プロセスがコードによって自動的に実行される。DAOの目的は、組織運営における透明性、公平性、効率性を高めることであり、メンバーはトークンを持つことによって投票権を得られ、組織の意思決定プロセスに参加することができるとされる。

⁷² 総務省自治行政局市町村課 前掲注(70), p.90; 「回覧板 LINE で 宇都宮の自治会 瞬時に情報共有」『読売新聞』（栃木版）2024.9.27.

⁷³ 清原慶子「ウィズコロナ時代の地域コミュニティのデジタル化をめぐる現状と今後の方向性」『ガバナンス』248号, 2021.12, p.28. 中間支援組織等とも連携した総合的な施策の具体例として、高知県日高村の「村まるごとデジタル化事業」が挙げられる。日高村では、DX化の前提条件の達成と住民自身をエンパワメントするため、通信事業者等と連携し、自治会単位ごとに説明会やスマホ体験会を実施するなど、スマートフォン普及率100%を目指す取組を実施している（「日本で初めてスマホ普及率100%を目指す「村まるごとデジタル化事業」」デジタル田園都市国家構想ウェブサイト <https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/digitaldenen/menubook/2022_summer/0131.html>）。

⁷⁴ 渡辺たま緒「人口減少と自治会のあり方」2023.9.29. 山梨総合研究所ウェブサイト <<https://www.yafo.or.jp/2023/09/29/19942/>>

⁷⁵ 玉野和志「自治会・町内会のこれまでとこれから」『DIO』372号, 2022.1, pp.17-18; 室田 前掲注(15), p.113.

⁷⁶ 「会費ゼロ、清掃なし お台場の「続けられる自治会」、削れない役割は」『朝日新聞デジタル』2023.3.24.

⁷⁷ 「くらしQプラス 防災軸に組織改革 町内会加入率低下の歯止めへ模索」『毎日新聞』（福岡版）2021.12.8.

⁷⁸ 「町内会役員 担い手どう確保 旭川市大・大野教授が先進例紹介」『北海道新聞』2024.10.1.

⁷⁹ 「町内会・自治会支援の取組について」（第1回川崎市コミュニティ施策検証有識者会議 資料2）2022.8.22. 川崎市ウェブサイト <<https://www.city.kawasaki.jp/250/cmsfiles/contents/0000143/143025/082203.pdf>>

体が複数の委員を直接確保することを決めた事例⁸⁰、行政からの配布物を外部委託に切り替えた事例⁸¹、家庭ごみの回収を戸別回収に変更した事例⁸²等が見られる。一方、自治会等が行っている業務を全て行政が行うと、自治会等の意義が分からなくなり、自治会等の加入率が下がるとの指摘もある⁸³。実際、防犯灯の管理について、自治会等の独自事業と位置付けている自治体に比べ、直営若しくは民間事業者への委託で実施している自治体は、自治会等の加入率が低くなる可能性が高いとする研究もある⁸⁴。また、自治会等が行っている業務を行政が行うことで、行政側の負担や費用が増加するとも指摘されており、実際、ごみの戸別回収を導入した東京都立川市では、導入前と比べ収集車と収集員が 1.5 倍必要になったと報じられている⁸⁵。

2 自治会・町内会以外の組織・人材との協働

(1) 多様な主体との連携

地域課題が複雑化していく中で、自治会等だけでは対応しきれない場面も増えていることから、NPO 等の多様な主体との連携も求められている。日本ではこれまで、自治会等と NPO 等は、活動エリアや行政に対する姿勢、地域社会の問題への対応等の方向性の違いから、協働関係を構築するのが難しいとされてきた⁸⁶。しかし、近年では、自治会等とうまく連携をとっている NPO や自治会等を母体とする NPO など地域に根ざした NPO が生まれており、両者の協働が進み始めている⁸⁷。具体的には、自治会が NPO 法人等と連携し、水害対策などの様々なプロジェクトを実施している事例⁸⁸や NPO 法人が自治会と連携して空き家・空き地対策に取り組んでいる事例⁸⁹、独居高齢者への配食サービスについて、自治会が NPO に支援と協力を要請する事例⁹⁰、自治会の運営・活動を代行する NPO 法人を立ち上げ、運営や活動の多くを委託することで、自治会本来の住みよい地域づくりを重点にした活動に専念した事例⁹¹などが見られ、住民の高齢化等により活動の停滞が危惧される自治会等にとって、こうした多様な主体との協働は新たな可能性を持つと今後の広がりが期待されている⁹²。

また、近年自治会等の活動を支援する「プロボノ」への注目も高まっている。プロボノとは、

⁸⁰ 「「上田市市政三者懇談会」が開かれる！ ◆市が自治会や自治会連合会に依頼している各種委員のあり方について説明。」『東信ジャーナル』2023.10.22. <<https://tjournal.co.jp/local/ueda/post-11881/>>

⁸¹ 渡邊たま緒「自治会を考える」2020.3, pp.14-15. 山梨総合研究所ウェブサイト <<https://www.yafo.or.jp/wp/wp-content/uploads/2020/03/88ec043d8f79c12b4392972f14cdb34b.pdf>>

⁸² 「どうする SDGs@遠州 自治会退会増 ごみ出しは 集積所使えずトラブル続出」『中日新聞』2022.7.31.

⁸³ 名和田是彦「市町村議会議員特別セミナー 地域コミュニティの現状と自治体の役割」『アカデミア』137 号, 2021. 春, p.9.

⁸⁴ 日高昭夫「都市自治体における町内会自治会のあり方—加入率低下問題を中心に—」『都市社会研究』13 号, 2021, pp.60-61.

⁸⁵ 『中日新聞』前掲注(82)

⁸⁶ 三浦 前掲注(23), p.349.

⁸⁷ 和田清美『現代コミュニティの社会設計—新しい《コミュニティ形成・まちづくり》の思想—』学文社, 2021, p.121.

⁸⁸ 「町会は「実験の場」 共同で進んだ水害対策」東京都つながり創生財団ウェブサイト <https://www.tokyo-tsunagari.or.jp/chokai/jirei_search/search_results/case/?pdid=68>

⁸⁹ (一社) チームまちづくり「平成 30 年度 国土交通省「空き家対策の担い手強化・連携モデル事業」「自治会」×「NPO 等」による空き家の「発生予防」「適正管理」「利活用」」2019.2. <https://www.team-machizukuri.org/file/201902_akiyataisaku.pdf>

⁹⁰ 中田 前掲注(13), p.111.

⁹¹ 「自治会運営(下) アナログ業務を IT 化し効率的な運営代行 つくばの NPO 法人」2020.3.30. News つくばウェブサイト <<https://newstokuba.jp/22824/30/03/>> 例えば、NPO 法人を立ち上げ自治会運営の多くを委託している、つくば市のある自治会では、住みよい地域づくりを重点にした活動として、住んで良かったと思える安心、安全なまちづくりを目的とした、町内会の有志による徒歩での街中のパトロールが毎月 1 回行われている。

⁹² 中田 前掲注(13), p.111.

「社会的・公共的な目的のために、仕事で培ったスキルや専門知識を活かしたボランティア活動」を意味しており、具体的には自治会等のホームページの作成や活動の IT 化など自治会等が直面する課題等の支援を行うものである⁹³。実際に東京都では、2017 年度から、プロボノを支援する NPO 法人と連携し、自治会等の活動を支援する取組を実施している⁹⁴。こうした行政がプロボノを自治会等へ橋渡しするような制度は全国的には珍しいとされるが⁹⁵、関東圏を中心にプロボノによる自治会等の支援が広がり始めており⁹⁶、全国への波及が期待されている。このほかにも、行政による人的支援として、地域おこし協力隊や集落支援員に代表される地域サポート人材を導入することも、地域サポート人材の専門性をいかし、従来の枠組みにとらわれないかたちで支援を行うことができる点で、地域課題を解決する上では有効であると考えられている⁹⁷。

(2) 協議会型住民自治組織の設立

自治会等だけではなく多様な主体の協働が求められている中、近年、地域において様々な形態のコミュニティが設立され始めており、その 1 つとして小学校区や中学校区など一定の広がりを持つ区域を単位とする協議会型住民自治組織⁹⁸が注目されている。協議会型住民自治組織とは、自治会等やボランティア団体、NPO、PTA、企業等の多様な主体による、地域課題解決のための「協議会」形式の組織のことであり⁹⁹、多様な主体をつなぎその活動を支えようとする中間支援組織としての側面や地域における合意形成のための仕組み、地域の公共的活動の主体となることが期待されている¹⁰⁰。実際、多くの地域で設置が進められており、自治体は、協議会型住民自治組織を特別なパートナーとして認定したり、交付金などの資金的援助を行うなど、活動の支援を進めている¹⁰¹。こうした協議会型住民自治組織の導入は、多様な主体が連携・協働しやすくなることで、住民による自治活動の基盤を安定させることができると考えられている一方で、多様な主体の連携・協働を進めるだけでは人口減少・高齢化等の根本的な原因は解決せず担い手不足などの問題は解消されないとする懸念や既存のコミュニティとの役割分担やすみ分けが複雑になり、かえって調整に労力がかかってしまうという懸念も見られる¹⁰²。

⁹³ 三浦 前掲注(23), p.349. なお、プロボノの本来の支援対象は NPO 法人などの非営利組織であるとされる。

⁹⁴ 「地域の課題解決プロボノプロジェクト」東京都町会・自治会活動支援ポータルサイト <https://www.tokyo-tsunagi.or.jp/chokai/support_information/probono_pj/>

⁹⁵ 「町内会長日記 コロナ時代の共助 53 プロボノ 上 窮状に救世主現る？」『中日新聞』2022.10.9.

⁹⁶ 三浦 前掲注(23), p.349.

⁹⁷ 三浦哲司「多元化するコミュニティ政策（第 4 回・最終回）地域サポート人材によるコミュニティ支援」『まち・むら』161 号, 2023.2, pp.33-35. なお、地域おこし協力隊については、岩垣京之介「地域おこし協力隊の現状と課題」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』No.1252, 2024.1.18. <<https://dl.ndl.go.jp/view/prepareDownload?itemId=info:ndljp/pid/13182008>> を参照。

⁹⁸ 協議会型住民自治組織は総称であり、「地域住民協議会」や「まちづくり協議会」、「コミュニティ協議会」など地域によって組織の名称は様々である（三浦 前掲注(42), p.143.）。

⁹⁹ 自治研修協会編『超高齢・人口減少時代の地域社会の仕組みづくり—課題研究用事例—』自治総合センター, 2024, pp.9-10.

¹⁰⁰ 三浦正士「ポスト合併時代の都市内分権」日本都市センター編『都市内分権の未来を創る—全国市区アンケート・事例調査を踏まえた多角的考察—』2016, p.60.

¹⁰¹ 名和田是彦『自治会・町内会と都市内分権を考える』東信堂, 2021, pp.54-58. なお、日本都市センターが 2019 年に実施したアンケート調査によると、回答した自治体の 54.1%が協議会型住民自治組織を設置していると回答している（原宏樹・黒石啓太「アンケート調査結果」日本都市センター編 前掲注(10), p.253.）。

¹⁰² 大杉寛『コミュニティ自治の未来図—共創に向けた地域人財づくりへ—』ぎょうせい, 2021, p.17.

おわりに

ここまで、自治会等の現状や課題、今後の存り方について見てきたが、そもそも自治会等は地域の親睦活動や地域の運営だけでなく、「公務としての報酬を保証されてもいないのに、自発的に公共的な業務を担ってきたという、およそありえないことを続けてきた」組織である¹⁰³。そのため、このような民間団体が現在まで存続していることは奇跡的なことであり、加入率の低下や担い手不足などで活動が停滞していくことはある意味やむを得ないことのようにも思われる¹⁰⁴。しかし、自治会等がこのまま衰退していくと、地域住民は地域生活における住民間の信頼や地域秩序を失い、また国や自治体も地域を代表する組織を失うこととなり¹⁰⁵、両者にとって不都合な事態となりかねない。今後、自治会等を活性化していくためには、活動内容等の見直しや NPO 等との協働等、時代に即した自治会等の在り方を模索していく必要があるが、現状、自治会等を代替できるような組織もない中、引き続き地域社会の担い手としての役割を期待される自治会等を、国や自治体がどのように位置付け、支援していくのか注目される。

¹⁰³ 玉野 前掲注(75), p.16.

¹⁰⁴ 同上

¹⁰⁵ 澤田道夫「地縁組織の加入率と活性化に関する一考察—町内会・自治会制度をめぐる基礎理論的研究(2)—」『アドミニストレーション』24(2), 2018.2, pp.18-19.